

金融庁

表6 金融庁における政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況(個表)

1 事前評価

表6-1(1) 規制を対象として評価を実施した政策 (平成29年10月24日、11月16日、30年3月13日、3月30日公表)

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト (金融庁の規制を対象とする政策評価)

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/kisei/fsa.html) 参照

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	金融商品債務引受業の対象取引の拡大	<ul style="list-style-type: none"> 規制の事前評価及びパブリックコメントの結果を踏まえ、「金融商品取引法施行令等の一部を改正する政令」が公布・施行された(29年12月公布、30年4月施行)。
2	上場会社による公平な情報開示に関するルールの整備	<ul style="list-style-type: none"> 規制の事前評価及びパブリックコメントの結果を踏まえ、「金融商品取引法施行令等の一部を改正する政令」及び「金融商品取引法第二章の六の規定による重要情報の公表に関する内閣府令」が公布・施行された(29年12月公布、30年4月施行)。
3	少額短期保険業者に関する経過措置の延長	<ul style="list-style-type: none"> 規制の事前評価を踏まえ、「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案」を国会に提出した(29年11月提出、30年3月成立)。
4	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等(2件)	<ul style="list-style-type: none"> 規制の事前評価の結果を踏まえ、内閣府において、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案」を国会に提出した(30年3月提出)。
5	少額短期保険業者に関する経過措置期間における保険の引受上限金額	<ul style="list-style-type: none"> 規制の事前評価を踏まえ、「保険業法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令」が公布・施行された(30年3月公布、4月施行)。

(注) 表中の()の件数は、評価対象とした規制の新設又は改廃に係る政策において、発生する効果と負担の関係を分析するのに適した評価の単位を計上

表6-1(2) 租税特別措置等を対象として評価を実施した施策 (平成29年8月31日公表)

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト (金融庁の租税特別措置等を対象とする政策評価)

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/sotoku/fsa.html) 参照

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	公募投資信託等の内外二重課税の調整	<ul style="list-style-type: none"> 租税特別措置等に係る政策評価の結果を踏まえ、公募投資信託等の内外二重課税の調整について税制改正要望(29年8月)を行った結果、平成30年度税制改正大綱(29年12月)において、内外での二重課税が生じないように、公募投資信託等を経由して支払った外国税は、当該公募投資信託等の分配金に係る源泉所得税の額から控除できることとする調整措置が講じられることが盛り込まれた。
2	投資法人が海外で支払う法人税等(外国法人税)に係る導管性判定式の改正	<ul style="list-style-type: none"> 租税特別措置等に係る政策評価の結果を踏まえ、投資法人が海外で支払う法人税等(外国法人税)に係る導管性判定式の改正について税制改正要望(29年8月)を行った結果、平成30年度税制改正大綱(29年12月)において、投資法人に係る課税の特例における投資法

	人の支払配当等の額が配当可能利益の額の90%を超えていることとする要件における配当可能利益の額について、関係法令の改正を前提に、その投資法人が納付した外国法人税額等の控除後の額とすることが盛り込まれた。
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------

2 事後評価

表6-3) 実績評価方式により評価を実施した政策(目標管理型の政策評価)(平成29年8月31日公表)

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト(金融庁の政策体系)

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/fsa_h29.html) 参照

No.	政策の名称	政策評価の結果	評価結果の反映状況	政策評価の結果の政策への反映状況
1	【基本政策 I 施策 I-1】 金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備	目標達成	改善・見直し	<p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、「金融機関等検査経費」、「金融検査に関する広報経費」、「モニタリング支援情報整備・活用経費」、「リスク計測参照モデル関係経費」、「デジタルフォレンジック関連システム経費」、「自己資本比率規制の国内実施に係る必要な経費」、「金融機能強化法に基づく資本増強の審査等に必要な経費」及び「金融分野のサイバーセキュリティ対策向上に必要な経費」の平成30年度予算要求(430百万円)を行い、政府予算案に計上(358百万円)された。 <p><機構・定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、以下のとおり平成30年度定員要求を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域銀行の金融機能強化のための体制整備：課長補佐1名、係長1名 ○ 協同組織金融機関の金融機能強化のための体制整備：課長補佐1名、係長1名 ○ サイバーセキュリティに関するインテリジェンスの収集・活用、国際対応強化のための体制整備：係長1名 <p><事前分析表の変更></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、29年度に新基本計画(29～33年度)を策定し、当該計画に基づき、事前分析表を新たに設定した。 <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果のほか、金融庁が策定した「平成28事務年度金融レポート」(29年10月)や「平成29事務年度金融行政方針」(29年11月)を踏まえ、主に以下の取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ グローバルに活動する金融機関については、海外業務が拡大し、世界経済・金融市場環境の変化から受ける影響が大きくなっていることを踏まえ、ストレステストの活用を含めた環境変化に対する機動的なリスク管理、集中リスク管理の高度化、より安定的な外貨調達の実現や外貨流動性管理の高度化、低金利環境下で拡大した貸出等に関する規律ある審査や期中管理、政策保有株式

				<p>の削減等の株価変動リスクの適切なコントロールに向けた迅速な対応、についてモニタリングを実施した。また、資本効率を重視した業務の選択と集中を適切に実行できるガバナンスの構築、持株会社の適切な関与の下での顧客本位の業務運営の観点からの態勢整備、IT技術の進化やイノベーションの進展を見据えた大胆かつタイムリーな対応、グローバルな業務展開や業務の専門化・高度化が進む中での情報収集・分析能力の強化や組織改革と人材確保について、モニタリングを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 併せて、グローバルベースでのモニタリングの実効性を高める観点から、3メガグループ、野村グループ、大規模な保険会社グループについて、関係監督当局が参加する監督カレッジ会合を開催した。 ○ 国内で活動する金融機関について、リスクテイクが収益・リスク・資本のバランスという面から適切な戦略となっているか、また、外部環境の変化等に対して機動的に対応可能となっているか等との観点から、経営管理・リスク管理態勢の高度化を促した。 ○ 大手証券会社グループについて、経済・市場のストレス時においても十分な金融仲介機能を発揮できるよう健全性が確保されているか、との観点から、経営管理・リスク管理等の向上や財務基盤の更なる強化を促した。 ○ オン・オフ体系的なモニタリング態勢の下、保険会社を取り巻く内外の環境変化や各保険会社の規模やビジネスモデルの多様性を踏まえ、各保険会社のリスクプロファイルに応じた効果的・効率的なモニタリングを実施した。特に、大規模な保険会社及び保険会社グループについては、グループ全体としての経営実態・リスク管理態勢の把握・検証を行った。
2	<p>【基本政策 I 施策 I-2】 我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備</p>	相当程度進展あり	改善・見直し	<p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、「金融危機管理経費」の平成30年度予算要求（10百万円）を行い、政府予算案に計上（10百万円）された。 <p><機構・定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、以下のとおり平成30年度定員要求を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ○ バーゼルⅢの最終化に係る国内実施のための体制整備等：課長補佐2名、係長1名 <p><法令・制度の整備・改正></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、主に以下の法令等の整備・改正を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ バーゼル3等の金融システム安定等を目的とした国際的な金融規制見直しの議論の進捗を踏まえ、ディスクロージャー及び銀行勘定の金利リスクの見直し等を実施した（29年12月、30年3月）。 <p><事前分析表の変更></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、29年度に新基本計画（29～33年度）を策定し、当該計画に基づき、事前分析表を新たに設定した。

				<p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、主に以下の取組みを行った。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 破綻処理の態勢整備の充実を図る観点から、関係機関と連携の下、破綻処理の円滑化・迅速化に資するための各種協議を行った。 ○ 名寄せデータの精度の維持・向上等の観点から、預金保険機構の行った検査結果に基づき、名寄せデータの整備状況の確認を行った。
3	<p>【基本政策Ⅰ施策Ⅰ-3】</p> <p>金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかかるリスクの把握と行政対応</p>	目標達成	改善・見直し	<p><事前分析表の変更></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、29年度に新基本計画（29～33年度）を策定し、当該計画に基づき、事前分析表を新たに設定した。 <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果のほか、金融庁が策定した「平成28事務年度金融レポート」（29年10月）や「平成29事務年度金融行政方針」（29年11月）を踏まえ、主に以下の取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 経済・市場に係る各種計数の収集・分析、国内外の市場参加者やアナリスト等との意見交換、グローバルに活動する金融機関の役員等の責任者からの貸出・運用動向をはじめとしたビジネス動向のヒアリングを通じて、マクロ経済・市場動向や市場参加者の動向等について精緻かつリアルタイムに把握し、金融システムの潜在的リスクをフォワードルッキングに分析した。
4	<p>【基本政策Ⅱ施策Ⅱ-1】</p> <p>利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備</p>	目標達成	改善・見直し	<p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、「貸金業務取扱主任者登録に必要な経費」、「貸金業者情報検索サービス経費」、「貸付自粛制度の推進に必要な経費」、「金融分野における裁判外紛争処理制度改善経費」及び「貸金業法に係る制度・多重債務者対策に関する広報経費」の平成30年度予算要求（90百万円）を行い、政府予算案に計上（44百万円）された。 <p><法令・制度の整備・改正></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、主に以下の法令等の整備・改正を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 30年3月31日に期限が到来する特定保険業者であった少額短期保険業者等が引受け可能な保険上限金額に関する特例経過措置について、保険契約者等への影響に鑑み、期限を5年間延長する「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案」を国会に提出した（29年11月提出、30年3月成立）。 <p><事前分析表の変更></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、29年度に新基本計画（29～33年度）を策定し、当該計画に基づき、事前分析表を新たに設定した。 <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果のほか、金融庁が策定した「平成28事務年度金融レポート」（29年10月）や「平成29事務年度金融行政方針」（29年11月）を踏まえ、主に以下の取組みを実施した。

			<ul style="list-style-type: none"> ○ 商品開発の予見性、効率性、迅速性向上の観点から商品審査の在り方等について保険会社と定期的な意見交換を実施した。また、審査において当局と保険会社が合意に至った考え方を、29年6月及び30年2月に事例集として取りまとめた。 ○ 改正資金決済法に基づき、実質面を重視した登録審査を実施し、16業者を仮想通貨交換業者として登録した（30年3月時点）。また、みなし業者を含む複数の仮想通貨交換業者に立入検査を行い、利用者保護の観点から、システム管理など各種内部管理態勢等に問題が認められた業者に対して、行政処分を実施した（8件）。加えて、当庁ウェブサイトには仮想通貨の特設コーナーを設置し、利用者向けの注意喚起等を行った。 ○ 金融ADR（裁判外紛争解決）制度の着実な実施 金融トラブル連絡調整協議会を2回開催（29年6月、30年1月）し、各指定紛争解決機関の業務実施状況や高齢者・障害者事案への対応等について議論を行った。 ○ 多重債務者のための相談等の枠組みの整備 <ol style="list-style-type: none"> 1 「多重債務者相談強化キャンペーン」における関係者間の連携状況等を踏まえ、多重債務者相談窓口等におけるギャンブル等依存症に関する相談拠点との具体的な連携方法や相談実施方法等を整理した対応マニュアルを策定した（30年3月）。 2 「多重債務者相談強化キャンペーン2017」を実施し、全国各地で消費者向け及び事業者向けの無料相談会の開催等の取組みを行った（29年9月～12月）。 3 都道府県別に、消費者向け及び事業者向けの相談窓口を記載したリーフレット82万枚、ポスター6万枚を作成し、関係機関等に配布した。 4 「多重債務者相談の手引き」の普及・活用の促進も含め、自治体の職員及び相談員等を対象として、各財務局において自治体の人材育成の支援のための研修を実施した。 ○ 振り込め詐欺救済法の円滑な運用等 <ol style="list-style-type: none"> 1 29年4月から30年3月までの間、振り込め詐欺救済法に基づく返金制度及び犯罪被害者等支援事業についてインターネットに掲載し、広く一般国民に向けて周知を行った。 2 29年11月、政府広報において、被害回復分配金の支払手続等について音声広報CD「明日への声」を発行した。 ○ 振り込め詐欺への的確な対応及び不正口座利用に関する金融機関等への情報提供 <ol style="list-style-type: none"> 1 平成29事務年度金融行政方針において、「振り込め詐欺等への対応」を重点施策と定めており、金融機関における不正利用口座の利用停止等の対応状況を検証した。 2 預金口座の不正利用防止のため、不正口座利用に関する金融機関等への情報提供を行うとともに、広く一般に預金口座の不
--	--	--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

				<p>正利用問題に対する注意喚起の観点から、引き続き、情報提供件数等を四半期毎に当庁ウェブサイトにおいて公表した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 偽造キャッシュカード等による被害の防止等のための対策の強化・フォローアップ <ul style="list-style-type: none"> 1 偽造キャッシュカードやインターネットバンキング不正送金被害等に対する注意喚起の観点から、引き続き、被害発生状況及び金融機関による補償状況を四半期毎に当庁ウェブサイトにおいて公表した。 2 金融犯罪被害を減らすため、金融機関に対して各種セキュリティ対策等の向上を促す観点から、偽造キャッシュカードやインターネットバンキング等に係るセキュリティ対策の導入状況についてアンケート調査を実施し、その結果について当庁ウェブサイトにおいて公表した（29年8月）。 3 特に、被害が高水準で推移しているインターネットバンキング不正送金被害については、平成 29 事務年度金融行政方針において、「インターネット等を利用した非対面取引の安全対策・不正送金への対応」を重点施策と定めており、金融機関におけるセキュリティ対策等の取組み状況について検証するとともに、セキュリティ対策向上のため、金融機関の取組みを促した。 ○ 無登録業者等による違反行為等及び被害の防止等のための取組み <p>無登録で金融商品取引業を行っていた者54先に対して、警告書を発出するとともに、これらの業者等について、社名等を公表した。加えて、裁判所への申立てを2件実施した。</p> ○ 28年3月施行の27年改正金融商品取引法を踏まえた適格機関投資家等特例業務届出者への対応 <p>法改正により当局に行政処分権限が付与されたことを踏まえ、連絡が取れないこと、法施行後6か月以内に提出が必要な届出書の未提出、事業報告書未提出及び投資家保護上の問題等を理由として、適格機関投資家等特例業務届出者に対して、行政処分を実施した（87件）。</p>
5	<p>【基本政策Ⅱ施策Ⅱ-2】 資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備</p>	<p>相当程度進展あり</p>	<p>改善・見直し</p>	<p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、「関係機関等との連携強化に必要な経費」、「金融仲介機能の改善に向けた検討会議の開催経費」、「地域金融機関による事業性評価に基づく融資・コンサルティング機能の発揮状況等に関する調査・研究に必要な経費」及び「自然災害による被災者の債務整理支援に必要な経費」の平成30年度予算要求（78百万円※）を行い、政府予算案に計上（77百万円※）された。 <p>※復興庁所管において一括計上された分を含む。</p> <p><法令・制度の整備・改正></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、主に以下の法令等の整備・改正を実施した。 ○ 銀行本体及び銀行子会社等における取引先企業に対する人材

				<p>紹介業務の取扱いが可能であることを明確化するため、監督指針の改正を実施(30年3月30日)。</p> <p><事前分析表の変更></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、29年度に新基本計画(29～33年度)を策定し、当該計画に基づき、事前分析表を新たに設定した。 <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果のほか、金融庁が策定した「平成28事務年度金融レポート」(29年10月)や「平成29事務年度金融行政方針」(29年11月)を踏まえ、主に以下の取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> 各金融機関の金融仲介(企業の価値向上支援等)を客観的に「見える化」できる統一された定義に基づく比較可能な共通の指標群(KPI)の策定等について、有識者が参加する「金融仲介の改善に向けた検討会議」において検討した。 人口減少や低金利環境の継続など経営環境が厳しさを増す中、ビジネスモデルの持続可能性に深刻な課題を抱えている地域金融機関に対して検査を実施し、経営課題を特定した上で、経営陣と深度ある対話を行い、課題解決に向けた早急な対応を促した。 地域金融機関による企業支援機能を強化するため、REVIC及び日本人材機構の活用を促進した。
6	<p>【基本政策Ⅱ施策Ⅱ-3】</p> <p>資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備</p>	目標達成	改善・見直し	<p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、「金融税制調査等経費」及び「NISAに関する広報等経費」の平成30年度予算要求(30百万円)を行い、政府予算案に計上(25百万円)された。 <p><機構・定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、以下のとおり平成30年度定員要求を行った。 <ul style="list-style-type: none"> 金融機関の顧客本位の業務運営の実現と環境整備のための体制整備：課長補佐1名、フィデューシャリー・デューティ係長1名 <p><事前分析表の変更></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、29年度に新基本計画(29～33年度)を策定し、当該計画に基づき、事前分析表を新たに設定した。 <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果のほか、金融庁が策定した「平成28事務年度金融レポート」(29年10月)や「平成29事務年度金融行政方針」(29年11月)を踏まえ、主に以下の取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> 少額からの長期・積立・分散投資の促進のためのNISA(少額投資非課税制度)の改善について税制改正要望(29年8月)を行った結果、平成30年度税制改正大綱(29年12月)において、 <ol style="list-style-type: none"> NISA口座を即日で開設し、同日に買付けることを可能とする 非課税期間が終了したNISA口座内で保有する商品について、同金融機関に特定口座が開設されている場合には、特段の

				<p>手続きを経ずに当該特定口座に移管されることとする ことが盛り込まれ、これを反映した「所得税法等の一部を改正する法律案」が国会提出された（30年2月提出、3月成立）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 投資に関心の薄い層にも資産形成を促していくためには、投資を開始するきっかけを身近な場で得られるような環境を整えることが望ましいことから、他省庁・地方自治体、さらには民間企業における普及も視野に、i D e C o（個人型確定拠出年金）との連携を図りつつ、まずは金融庁において「職場つみたてN I S A」を導入した。また、職場つみたてN I S Aの導入と連携した投資教育を進めるため、職場での活用に重点を置いたビデオクリップ教材の作成等を行った。 ○ つみたてN I S Aの普及にあたっては、スマホやタブレットを情報源とする若年世代に対しても効果的に働きかけを行うため、新たな情報発信チャネルを通じた取組みを進めることが重要であることから、投資初心者にとって有益な意見や情報を発信している個人ブロガー等との意見交換会を全国各地で開催したほか、ネットメディアに対しても積極的な情報提供・発信を行った。 ○ 金融事業者による顧客本位の業務運営の確立・定着に向けて、金融機関の取組みの「見える化」を促進した。具体的には、「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択した金融事業者のリストを当庁ウェブサイトにて四半期毎に公表した。また、各金融機関が取組方針を策定・公表する際には、顧客本位の業務運営の定着度を客観的に評価できるようにするための成果指標（K P I）を盛り込むことを働きかけた。さらに、金融機関の取組状況について、銀行、保険、証券の各業態別にモニタリングを行った。
7	<p>【基本政策Ⅲ施策Ⅲ-1】 市場インフラの構築のための制度・環境整備</p>	<p>相当程度進展あり</p>	<p>改善・見直し</p>	<p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、「有価証券報告書等電子開示システム経費」及び「店頭デリバティブ取引情報の蓄積・分析システム経費」の平成30年度予算要求（685百万円）を行い、政府予算案に計上（677百万円）された。 <p><事前分析表の変更></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、29年度に新基本計画（29～33年度）を策定し、当該計画に基づき、事前分析表を新たに設定した。 <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果のほか、金融庁が策定した「平成28事務年度金融レポート」（29年10月）や「平成29事務年度金融行政方針」（29年11月）を踏まえ、主に以下の取組みを実施した。 ○ 証券決済リスク削減等に向けて、日本証券業協会ワーキング・グループ等を通じて、決済期間短縮化に向けた市場関係者の取組みを促すとともに、取組状況について当庁ウェブサイトにおいて公表した（29年6月）。 ○ E D I N E Tにおいては、開示情報利用者の利便性向上のため

				<p>め、①E D I N E Tが保有する法人情報に法人番号を併記するための改修（30年3月完了）、②コーポレートガバナンスに関連する開示項目について効率的な検索・抽出及びデータの二次利用を可能とするための改修等を実施した（E D I N E T側の対応は30年3月完了、提出開始は31年3月期から）。</p>
8	<p>【基本政策Ⅲ施策Ⅲ-2】 市場機能の強化のための制度・環境整備</p>	<p>目標達成</p>	<p>改善・見直し</p>	<p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、「コーポレートガバナンスの推進に係る事業費」の平成30年度予算要求（22百万円）を行い、政府予算案に計上（21百万円）された。 <p><機構・定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、以下のとおり平成30年度定員要求を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ○ フェア・ディスクロージャー・ルールに基づく上場会社等の指導のための体制整備：課長補佐1名 <p><法令・制度の整備・改正></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、主に以下の法令等の整備・改正を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 金融審議会市場ワーキング・グループに設置された「フェア・ディスクロージャー・ルール・タスクフォース」の報告を踏まえ、上場会社による公平な情報開示に関するルールの整備を行うなどの措置を講じる「金融商品取引法の一部を改正する法律案」を国会に提出し、平成29年通常国会にて成立した（29年3月提出、5月成立・公布）。これを受け、金融商品取引法施行令等の所要の改正を実施するとともに（29年12月公布、30年4月施行）、「金融商品取引法第27条の36の規定に関する留意事項について（フェア・ディスクロージャー・ルールガイドライン）」を公表した（30年2月）。 <p><事前分析表の変更></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、29年度に新基本計画（29～33年度）を策定し、当該計画に基づき、事前分析表を新たに設定した。 <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果のほか、金融庁が策定した「平成28事務年度金融レポート」（29年10月）や「平成29事務年度金融行政方針」（29年11月）を踏まえ、主に以下の取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 29年10月より、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」において、コーポレートガバナンス改革の進捗状況についての検証を行ってきた。同会議において、コーポレートガバナンス改革をより実質的なものへと深化させていくため、29年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」に沿って、30年3月、コーポレートガバナンス・コード改訂案と「投資家と企業の対話ガイドライン」（案）を取りまとめた。30年6月の株主総会シーズンまでの確定に向け、前者については東京証券取引所が、後者については金融庁が、3月よりパブリックコメントに付している。

				<p>○ 29年12月より、企業情報の開示及び提供のあり方について、「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ」において、検討を行っている。</p>
9	<p>【基本政策Ⅲ施策Ⅲ-3】 市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備</p>	目標達成	改善・見直し	<p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、「企業財務諸制度調査等経費」、「証券取引等監視委員会一般事務費」、「証券取引等監視経費」、「デジタルフォレンジック関連システム経費」、「インターネット巡回監視システム利用経費」、「情報収集・分析態勢強化経費」、「市場監視総合システム整備経費」及び「課徴金制度関係経費」の平成30年度予算要求（441百万円）を行い、政府予算案に計上（348百万円）された。 <p><機構・定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、以下のとおり平成30年度機構・定員要求を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 高速取引の実態把握、国際的な動向を踏まえた継続的な制度整備のための体制整備：企画官1名 ○ 高速取引注文に対応するための体制整備：証券調査官1名 ○ 上場会社による重要情報の公表に関する規制違反の検証を行うための体制整備：証券調査官1名 <p><事前分析表の変更></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、29年度に新基本計画（29～33年度）を策定し、当該計画に基づき、事前分析表を新たに設定した。 <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果のほか、金融庁が策定した「平成28事務年度金融レポート」（29年10月）や「平成29事務年度金融行政方針」（29年11月）、証券取引等監視委員会が策定した「証券取引等監視委員会 中期活動方針（第9期）」（29年1月）を踏まえ、主に以下の取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 内外環境を踏まえた情報力の強化 <p>従来の事後チェック型の市場監視にとどまらず、大規模上場会社の経営環境の変化等に伴う潜在的リスク等に着目した市場監視を行ったことに加え、主要証券会社等にヒアリングを実施するなどして、経済情勢や市場動向等を広く収集・分析し、業務に活用するなど、フォワード・ルッキングな観点からの市場監視を行った。</p> <p>海外当局との信頼関係の醸成に努め、連携に基づき得られた有益な情報について、市場監視に活用した。</p> ○ 迅速かつ効率的な検査・調査の実施 <p>国内外の不正取引等の個別事案がより大型化・複雑化している中で、不正取引の発覚を避けるために複数の証券口座を利用して発注を行った相場操縦事案について課徴金勧告を行うなど、課徴金制度を積極的に活用し、不正取引等に対する検査・調査を迅速かつ効率的に行った。</p> <p>クロスボーダー取引による違反行為に対しては、国際的な情報</p>

			<p>交換の枠組み等を積極的に活用し、29年度においては、英国、イスラエル当局の協力を得て、課徴金勧告を行った。</p> <p>不公正取引等のうち重大で悪質なものについては、犯則調査の権限を行使し、関係機関とも連携の上、的確に刑事告発を行う等、厳正に対応した。</p> <p>○ 深度ある分析の実施と市場規律強化に向けた取組み</p> <p>市場規律の強化に向けた取組みとして、検査・調査を通じて把握した、経営・内部管理態勢等を含めた問題点について、その根本原因の的確な追究を行った。</p> <p>個別事案における検査・調査で明らかになった問題や市場横断的な課題について、再発防止や未然防止等の観点から、必要に応じて自主規制機関等との定期的な意見交換会において議論を実施するなど、行政処分や刑事告発等の一定の「出口」にとらわれずに、監視手法の多面的・複線的活用を進め、感度を一層高めた情報収集・分析を行うとともに、対応を要する問題にタイムリーに取り組んだ。</p> <p>事案の意義、内容及び問題点を明確にした、具体的で分かりやすい情報の発信を行うとともに、28年度に続き、地方で委員会を開催するなど、効果的な情報発信に努めた。</p> <p>○ 市場監視におけるITの活用 (R e g T e c h)</p> <p>市場監視におけるITの更なる活用 (R e g T e c h) を図るため、F i n T e c h の進展状況等について金融機関やIT企業等の有識者に対するヒアリングを実施し、AIを活用したデータ分析等の実証実験等を含む調査研究を計画するとともに、行政機関・金融機関間の業務効率化に向けた検討を行った。</p> <p>○ 自主規制機関等との連携</p> <p>従前より実施している、自主規制機関等との定期的な意見交換会において、市場監視を巡る様々な問題・課題等について積極的に議論を実施するなど、情報や問題意識をタイムリーに共有し、自主規制機関との更なる連携強化を行ったことに加え、市場の公正性・透明性確保に関連する関係機関との連携の拡大を通じて、市場監視機能の強化に向けた取組みを行った。</p> <p>○ 高速取引の実態把握等</p> <p>30年4月の「金融商品取引法の一部を改正する法律」施行に向け(29年12月27日付で当該法に係る政令・内閣府令等公布)、高速取引行為者の実態把握のため、高速取引行為者及び受託証券会社等に対するヒアリングを実施したほか、金融商品取引所等から提供される情報を基に、高速取引行為者による高速取引の実態把握に努めるとともに、不公正取引の傾向等を研究・分析するといった法施行後の取引審査の体制等について検討を行った。審査の端緒を効率的に抽出するためのシステムの整備に向けた準備を行ったほか、大量の取引データを円滑に処理するための高性能PCの調</p>
--	--	--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

				達を実施した。
10	<p>【基本政策Ⅲ施策Ⅲ-4】 市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備</p>	相当程度進展あり	改善・見直し	<p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、「検査等一般事務費」の平成30年度予算要求（22百万円）を行い、政府予算案に計上（22百万円）された。 <p><機構・定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、以下のとおり平成30年度定員要求を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 高速取引行為者に対するモニタリング体制整備：特別検査官1名 ○ 高速取引行為者への登録制の導入等に伴う監督体制整備：課長補佐1名、係長1名 <p><事前分析表の変更></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、29年度に新基本計画（29～33年度）を策定し、当該計画に基づき、事前分析表を新たに設定した。 <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果のほか、金融庁が策定した「平成28事務年度金融レポート」（29年10月）や「平成29事務年度金融行政方針」（29年11月）、証券取引等監視委員会が策定した「証券取引等監視委員会 中期活動方針（第9期）」（29年1月）を踏まえ、主に以下の取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 効率的・効果的なモニタリングの実施 <p>全ての金融商品取引業者等に対してオンサイト・オフサイトの一体的なモニタリングを行うこととし、業態、規模その他の特性等を踏まえつつ、ビジネスモデルの分析、それを支えるガバナンスの有効性やリスク管理の適切性等に着目したリスクアセスメントを実施した。</p> <p>オフサイト・モニタリングの結果を踏まえて、リスクベースでオンサイト・モニタリング先を選定し、オンサイト・モニタリングにおいては、金融商品取引業者等が取り扱う商品の内容や取引スキームについて深度ある分析を行った上で業務運営の適切性等について検証を進めた。</p> ○ 自主規制機関等との連携 <p>引き続き自主規制機関等と連携し、問題意識を共有することで証券モニタリングを効率的に進めたことに加え、証券監視委による証券モニタリングと自主規制機関による監査・検査の役割・連携について検討を行った。</p>
11	<p>【基本政策Ⅲ施策Ⅲ-5】 市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備</p>	目標達成	改善・見直し	<p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、「懲戒処分経費」、「課徴金制度関係経費」、「公認会計士等検査経費」及び「試験実施経費」の平成30年度予算要求（113百万円）を行い、政府予算案に計上（109百万円）された。 <p><機構・定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、以下のとおり平成30年度機構・定員要求を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 検査の実効性向上のための体制整備（効果的・効率的な検査の

				<p>ための情報収集・分析)：統括検査官1名、公認会計士監査検査官1名</p> <p><事前分析表の変更></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、29年度に新基本計画(29～33年度)を策定し、当該計画に基づき、事前分析表を新たに設定した。 <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果のほか、「会計監査の在り方に関する懇談会」における提言、金融庁が策定した「平成28事務年度金融レポート」(29年10月)や「平成29事務年度金融行政方針」(29年11月)を踏まえ、主に以下の取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 会計監査の透明性を向上させていくため、「監査報告書の透明化」について、29年10月より企業会計審議会監査部会で検討を行っている。 ○ 我が国において監査法人のローテーション制度を導入した場合のメリット・デメリット等を把握する観点から、監査市場の動向や、欧州における同制度導入後の状況等について調査を実施し、29年7月に「監査法人のローテーション制度に関する調査報告」(第一次報告)を公表した。 ○ 監査法人のガバナンス・コードを踏まえて大手監査法人等が構築・強化した態勢の実効性を検証しているところ。 ○ 大手監査法人等との意見交換や検査において、ITを活用した監査手法の導入状況やグループ監査の状況等の把握を行っているところ。 ○ 29年4月の監査監督機関国際フォーラム(IF IAR)事務局開設と東京での本会合開催、その後の円滑な運営に向け、拠出金の支出等、金融庁として必要な支援を行ったほか、IF IAR代表理事国としてIF IARの中期的な戦略策定に参画した。 ○ 29年4月のIF IAR多国間情報交換枠組みへの署名や同年12月の中国財政部との監査監督上の協力に関する書簡交換を通じて諸外国の監査監督当局との連携を強化した。
12	【基本政策IV施策IV-1】 国際的な政策協調・連携強化	目標達成	改善・見直し	<p><機構・定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、以下のとおり平成30年度定員要求を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 国際的な意見発信の推進に必要な体制整備：課長補佐1名 <p><事前分析表の変更></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、29年度に新基本計画(29～33年度)を策定し、当該計画に基づき、事前分析表を新たに設定した。 <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果のほか、金融庁が策定した「平成28事務年度金融レポート」(29年10月)や「平成29事務年度金融行政方針」(29年11月)を踏まえ、主に以下の取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 国際的な金融規制に関する対応として、以下の取組みを実施した。

- 世界金融危機後の国際的な金融規制改革に関し、金融庁は、経済の持続的成長と金融システムの安定の両立、新たな規制を際限なく策定し続けるような状況の終結、規制の影響評価の必要性などについて、G20やF S Bの場で主張するとともに、国際コンファレンスにおける講演を通じて問題提起をしてきた（金融庁長官の英文講演について29年度の主なものは、29年5月「A brake pedal alone cannot guarantee safety」（於 国際金融協会（I I F）春季総会）、29年5月「Will FinTech create shared values?」（於 コロンビア大学ビジネススクール日本経済経営研究所東京コンファレンス）、29年11月「Creating economic opportunities and shared value in society」（於 米日カウンシル年次総会）、30年2月「Toward a Virtuous Cycle of Finance and Economy」（於 日本証券サミット）。なお、29年5月26日にフィナンシャル・タイムズ紙に「A holistic approach to future-proofing the financial system」を寄稿した。）。こうした中、主に以下の取組みを実施した。
- ① バーゼル銀行監督委員会によるバーゼルⅢ（銀行の自己資本比率規制等に関する国際的枠組み）の見直しに参画し、同枠組みの最終化（29年12月）に貢献した。
 - ② 保険会社の「国際資本基準（I C S）」に関しては、財務の健全性を国際的に比較可能な形で把握する枠組みの必要性や、保険会社の健全性と社会的な役割、金融市場の安定に意図せざる影響を与える可能性などに留意しながら、保険監督者国際機構（I A I S）における議論に参画。I C Sに合意後当初5年間はモニタリング期間とする合意（29年11月）に貢献した。
 - ③ G20や金融安定理事会（F S B）等の場で問題提起を行った結果、F S Bが一般均衡的な分析を含む規制改革全体の包括的な影響評価の枠組みを公表し、G20が首脳声明にて「金融規制改革の影響を評価するためのF S Bの作業及び実施後の影響の評価のための構造的な枠組みを支持する」（29年7月）旨を明示するなど、規制改革の影響評価の具体的な取組みに貢献した。
 - ④ EUにおける包括的な銀行規制改革パッケージ案に関する欧州委員会等へのコメントレターの発出（29年4月）や、ボルカールールに関する米国当局へのレターの発出（29年9月）など、各国独自の取組みが市場の分断をもたらすことのないよう、国際的な連携協力に取り組んだ。
- また、国内の課題ならびにグローバルな課題の解決に向けて、各国等と経験や知見を共有した。特に東京において、O E C Dアジア・コーポレートガバナンス・ラウンドテーブル東京会合（29年10月）、金融サービス利用者保護国際組織（F i n C

				<p>o N e t) の年次総会及び国際セミナー (29年11月) を開催した。さらに、IMF による金融セクターの評価 (FSAP) を受け、対日4条協議において少子高齢化・低金利環境が我が国金融システムにもたらす課題への対応につき様々な提言を得た。</p> <p>(2) 国際的な当局間のネットワーク・協力の強化のため、以下の取組みを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 英国のEU離脱 (ブレグジット) に対し日本の金融機関が円滑に対応できるよう、各種会合や面会の機会を捉え、英国・欧州当局に働きかけを行った。また、欧州との間では、日EUハイレベル協議を開催 (29年10月) するとともに、日EU E P A (29年12月交渉妥結) に基づき、金融規制協力の枠組みを構築するなど、協力関係を強化した。 ○ また、日印財務金融対話 (29年9月) ・日台金融協議 (29年11月) などの二国間協議や監督カレッジ会合などを通じて、監督上のネットワーク強化を継続した。中国当局との間では、日本企業のパンダ債発行に向けて監査法人の監督に関する書簡を交換 (29年12月) し、邦銀によるパンダ債発行が実現した。 ○ フィンテックについての取組みに関する当局間の連携を更に強化する目的から、新たにオーストラリア証券投資委員会 (29年6月) 及びアブダビ金融サービス規制庁 (29年9月) との間でフィンテック推進協力に係る書簡交換を実施した。 <p>(3) マネー・ローンダリング/テロ資金供与対応として、以下の取組みを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 31年に予定されている第4次F A T F 対日相互審査も見据え、金融機関等における実効的な態勢整備のために、マネロン等に係るリスク管理の基本的考え方を明確にするものとして「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を策定し (29年12月公表、30年2月確定)、金融機関に対し、ガイドラインと現状との齟齬を分析し、改善を図るように要請した。 ○ また、各業界団体においてマネロン対策の部会等を立ち上げさせるなど、官民双方の連携体制の整備を進めるとともに、30年2月には「マネーローンダリング・テロ資金供与対策企画室」を設置した。 ○ 収集した情報をもとに、各金融機関・業態におけるマネー・ローンダリング等のリスクを分析・評価し、マネロンに関する立入検査等を行い、更にF A T F 審査に向けた情報収集のため、業態横断的に報告徴求を行った。
13	【基本政策IV施策IV-2】アジア諸国をはじめとする新興	相当程度進展あり	改善・見直し	<p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、「国際開発金融機関協力経費」、「新興市場国を対象にした金融行政研修に必要な経費」、「アジア等の金融インフラ整備支援事業費」及び「グローバル金融連携センター経費」の平

	<p>国の金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調</p>		<p>成30年度予算要求（283百万円）を行い、政府予算案に計上（268百万円）された。</p> <p><機構・定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、以下のとおり平成30年度定員要求を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 我が国企業による新興国進出支援推進のための体制整備（海外展開推進調整官の時限撤廃）：海外展開推進調整官1名 ○ 新興国の金融インフラ整備支援等へ対応するための体制整備：技術支援推進係長1名 <p><事前分析表の変更></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、29年度に新基本計画（29～33年度）を策定し、当該計画に基づき、事前分析表を新たに設定した。 <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果のほか、金融庁が策定した「平成28事務年度金融レポート」（29年10月）や「平成29事務年度金融行政方針」（29年11月）を踏まえ、主に以下の取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ アジア新興国等に対する技術協力の一環として、以下の取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> - ミャンマー中央銀行との間で銀行分野における金融協力に関する覚書を締結したほか、ミャンマー計画財務省に対して資本市場活性化支援計画を手交した（30年1月）。 - 日UAE財務金融協力セミナーを開催し、幅広い意見交換・情報共有を実施した（30年3月）。 - また、インドネシア、タイ、ベトナム、モンゴルの金融当局等に対しても、先方の支援ニーズを踏まえたセミナーや研修を個別に実施するなど、深度ある金融技術協力を実施した。 ○ 「グローバル金融連携センター（GLOPAC）」においては、プログラムの内容を充実させるべく、新興国の金融当局から受け入れる職員（研究員）の関心分野をきめ細やかに把握し、プログラムの構成を工夫した。29年度においては、7月から9月と10月から12月に、計20名の研究員を受入れ、高評価を得た。 ○ GLOPACで過去に受け入れた研究員（卒業生）のネットワークの維持・強化のため、以下の取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> -29年8月と11月に、計6名の卒業生を再招聘し、現役生への講義と金融庁職員との面談を行うホームカミングプログラムを実施した。 -29年9月と30年1月に、GLOPACセンター長等が海外を出張した際、当局職員への表敬及び卒業生と面談を行った。 -30年3月、2名の卒業生を再招聘し、当該卒業生は国際会議に登壇。また、当該卒業生のプログラム修了後の取組み等についても、聞き取りを行った。 -30年2月と3月、卒業生数の多いモンゴルとタイにおいて
--	----------------------------------------	--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

				GLOPAC同窓会を開催し、卒業生のプログラム修了後の取組みについて聞き取りを行うとともに当局職員を表敬した。
14	【基本政策Ⅳ施策Ⅳ-3】 金融サービスの提供者に対する事業環境の整備	目標達成	改善・見直し	<p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、「ヘルスケアリート等の普及促進のために必要な経費」、「世界の主要国際金融センター等における競争力強化に係る調査研究等事業費」、「英語発信力強化のための経費」、「FinTechをめぐる戦略的対応経費」及び「ブロックチェーン技術を活用した金融取引に関する共同研究経費」の平成30年度予算要求（165百万円）を行い、政府予算案に計上（124百万円）された。 <p><機構・定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、以下のとおり平成30年度機構・定員要求を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ○ FinTechの進展を踏まえた横断的法制の整備、ブロックチェーン技術の実証実験・国際共同研究の実施のための体制整備：参事官（フィンテック担当）1名、室長1名、課長補佐1名、係長2名、係員1名 ○ 電子決済等代行業者に対する監督体制整備：課長補佐1名、係長1名 ○ FinTech等に係る日本版レギュラトリー・サンドボックス・デスクの設置に伴う体制整備：実証実験係長1名 <p><法令・制度の整備・改正></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、以下の関係法制等の整備を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者保護を確保しつつ、金融機関とフィンテック企業とのオープン・イノベーションを推進するための「銀行法等の一部を改正する法律案」を国会に提出し、平成29年通常国会にて成立した（29年3月提出、5月成立、6月公布）。 <p><事前分析表の変更></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、29年度に新基本計画（29～33年度）を策定し、当該計画に基づき、事前分析表を新たに設定した。 <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果のほか、金融庁が策定した「平成28事務年度金融レポート」（29年10月）や「平成29事務年度金融行政方針」（29年11月）を踏まえ、主に以下の取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ ITの進展等の環境変化を踏まえた対応 <ol style="list-style-type: none"> ITの進展等に伴う金融システムを取り巻く環境の変化に適切に対応できるよう、業態別の法体系から機能別・横断的な法体系への見直しについて、29年11月より、「金融審議会金融制度スタディ・グループ」において、検討を行っている。 企業の財務・決済プロセス全体のシームレスなIT処理化を通じた利用者利便や生産性向上の実現を目指し、決済業務等の高度化に向けた取組みを官民連携して推進するための「決済高度化官民推進会議」を2回開催した。

				<p>3 フィンテックに係る海外の最先端の人材や当局との連携強化に向けて、各国のフィンテック関係者が参加するフィンテック・サミットを開催するとともに、新たにオーストラリア証券投資委員会及びアブダビ金融サービス規制庁との間でフィンテック推進協力に係る書簡交換を実施した。</p> <p>○ 金融当局・金融行政方針運営の改革</p> <p>「平成29事務年度金融行政方針」に基づき、金融機関や金融サービス事業者の利用者等との対話の促進、金融行政モニター制度や各種サポートデスク、金融機関からの相談対応の一層の充実等の取組みを進めた。</p>
15	<p>【基本政策Ⅳ施策Ⅳ-4】 金融行政についての情報発信の強化</p>	目標達成	改善・見直し	<p><事前分析表の変更></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、29年度に新基本計画（29～33年度）を策定し、当該計画に基づき、事前分析表を新たに設定した。 <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果のほか、金融庁が策定した「平成29事務年度金融行政方針」（29年11月）を踏まえ、主に以下の取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 金融庁の施策等の内容について、国民等へのタイムリーかつ正確な情報提供を行った。 ○ 金融行政の各課題等について、金融庁としての考え方や分析等を様々な形で公表し、国民等に広く分かりやすい情報発信を進めた。
16	<p>【基本政策Ⅳ施策Ⅳ-5】 金融リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備</p>	相当程度進展あり	改善・見直し	<p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 「金融知識等普及施策のためのパンフレット等作成経費」、「金融経済教育を考えるシンポジウム関係経費」、「金融知識普及施策奨励経費」、「金融経済教育推進のための経費」、「金融経済教育推進のための有識者会議等運営経費」及び「金融経済教育推進のための調査研究等経費」の平成30年度予算要求（37百万円）を行い、政府予算案に計上（34百万円）された。 <p><事前分析表の変更></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、29年度に新基本計画（29～33年度）を策定し、当該計画に基づき、事前分析表を新たに設定した。 <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果のほか、金融庁が策定した「平成28事務年度金融レポート」（29年10月）や「平成29事務年度金融行政方針」（29年11月）を踏まえ、主に以下の取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 職場つみたてNISAの導入と連携した投資教育を進めるため、職場での活用に重点を置いたビデオクリップ教材の作成等を行った。
17	<p>【分野1施策1-（1）】 金融行政を担う人材の確保と資</p>	相当程度進展あり	改善・見直し	<p><事前分析表の変更></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、29年度に新基本計画（29～33年度）を策定し、当該計画に基づき、事前分析表を新たに設定した。 <p><その他の反映状況></p>

	質の向上			<ul style="list-style-type: none"> 評価結果のほか、金融庁が策定した「平成28事務年度金融レポート」(29年10月)や「平成29事務年度金融行政方針」(29年11月)を踏まえ、主に以下の取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> 職員が目指すべき姿を明確化し行動として定着させる観点から、「国民のため、国益のために働く」等、職員が持つべき心構え(金融庁職員のあり方)や、管理職以上の職階に求められる能力(コンピテンシー)を定め、360度評価研修や人事評価の評価項目に反映した。
18	【分野2施策2-(1)】 学術的成果の金融行政への導入・活用	相当程度進展あり	改善・見直し	<p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、「国際コンファレンス経費」、「金融研究会関係経費」、及び「研究論文執筆関係経費」の平成30年度予算要求(10百万円)を行い、政府予算案に計上(10百万円)された。 <p><事前分析表の変更></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、29年度に新基本計画(29~33年度)を策定し、当該計画に基づき、事前分析表を新たに設定した。 <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、以下の取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> 研究成果の庁内へのフィードバック <p>29年4月以降、研究官等による研究成果をまとめ、ウェブサイト上に掲載した7本のディスカッションペーパーについて、研究者による論文発表や、庁内関係者からコメントを得ることなどを通じて、行政と研究者の交流を行った。</p> 学術研究との架け橋となり、庁内外との相互交流の充実 <ol style="list-style-type: none"> 29年9月にフィンテック(金融とテクノロジーの融合)をテーマにしたグローバルイベント「フィンテック・サミット2017」※を開催、日本、アジア、欧米等の有識者や当局者等を招聘し、活発な議論を行った。 (※本シンポジウムは、当庁・日本経済新聞社・Fintech協会の共催により開催した「フィンサム・ウィーク2017」の一環として、シンポジウム形式で開催したもの。) 29年4月以降、金融をはじめ様々な分野の実務家や研究者等を講師とする、庁内職員が自由に参加できる勉強会(通称「金曜ランチョン」)を、計34回(通算では356回)開催(職員の参加者数は最大121名、平均47名。)。会議参加者と講演者が活発な質疑応答を行った。 29年4月以降、アカデミズム等の金融に関する有識者が最先端の研究内容を発表し、職員等との議論を通じて金融行政・アカデミズムの両方に必要な新たな視点・論点を探求することを目的とした勉強会(金融経済学勉強会)を庁内にて計14回開催した。
19	【分野3施策3-(1)】 金融行政におけ	相当程度進展あり	改善・見直し	<p><事前分析表の変更></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、29年度に新基本計画(29~33年度)を策定し、当該計画に基づき、事前分析表を新たに設定した。

	る情報システムの活用			<p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、主に以下の取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 金融行政を取り巻く環境の変化を踏まえ、それに対応するためのIT戦略（中長期計画）の策定に係る検討を進めた。 ○ 政府情報システム改革ロードマップに基づく取組み（情報システム数及びスタンドアロンコンピュータ台数の削減）を実施した。 ○ 情報セキュリティ対策の推進について、多様なサイバー攻撃に対する技術的な対策の多層化及び多重化を進めたほか、サイバー攻撃等における対応について改善を図った。
20	<p>【分野3施策3-(2)】 災害等発生時における金融行政の継続確保</p>	相当程度進展あり	改善・見直し	<p><事前分析表の変更></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、29年度に新基本計画（29～33年度）を策定し、当該計画に基づき、事前分析表を新たに設定した。 <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、以下の取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 政府防災訓練への参加に加え、業務継続計画の実効性を検証・確認するため、職員の安否確認訓練、参集訓練及び金融庁災害対策本部の設置・運営訓練などを実施した。また、一般社団法人全国銀行協会と連携した訓練を実施した。 <p>さらに、新型インフルエンザ等の国内感染期における対応について、政府対策本部運営訓練と連携して、金融庁新型インフルエンザ等対策本部幹事会の運営訓練等を実施した。</p>